（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条の十六の三第三項中「附則第七条第一項の規定」を「附則第七条第一項及び第七条の二第一項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十四号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十五年十月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）を実施するため、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続（第二十条の二）」を「災害予防（第二十条の二―第二十条の七）」に改める。

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二　災害予防

第五章の二中第二十条の二の次に次の五条を加える。

（指定緊急避難場所の基準）

第二十条の三　法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

二　次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ　当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四　法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一　洪水
二　崖崩れ、土石流及び地滑り
三　高潮
四　地震
五　津波
六　大規模な火事
七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

（指定緊急避難場所の重要な変更）

第二十条の五　法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

一　指定緊急避難場所（安全区域外にある第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものにあつては、居住者等受入用部分）の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更

二　指定緊急避難場所（地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用するものを除く。）であつて安全区域外にあるものにあつては、次に掲げる変更

イ　改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次号において同じ。）の変更

ロ　当該指定緊急避難場所（第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものに限る。）の居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る。）にあつては、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更